

## ○船橋市防災ラジオの配布に関する要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、災害時における防災情報を市民等へより確実に伝達するため、防災行政無線放送を受信することができる防災ラジオを配布することについて、必要な事項を定めるものとする。

### (定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 防災ラジオ AM(中波)放送及びFM(超短波)放送を受信することが可能であつて、かつ、船橋市の防災行政無線放送の自動強制受信機能を備えたラジオをいう。
- (2) 外部アンテナ 防災ラジオに附属するアンテナとは別に、受信状況改善のため端子を介して防災ラジオへ接続するアンテナをいう。

### (配布対象)

第3条 防災ラジオ(附属の電源コード及び外部アンテナを含む。以下同じ。)の配布対象となるものは、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 市内に存在する町会及び自治会
- (2) その他市長が必要と認めるもの

2 防災ラジオの配布台数は、前項第1号に掲げるものにあつてはその世帯数に応じて別表に定める台数とし、前項第2号に掲げるものにあつては(原則)1台とする。

### (受領書の提出)

第4条 防災ラジオの配布を受けたものは、防災ラジオ受領書(別記様式)を市長に提出するものとする。

### (責務)

第5条 この要綱により防災ラジオの配布を受けたものは、この要綱の趣旨に沿ってこれらを適正に使用しなければならない。

### (維持管理)

第6条 配布後における防災ラジオの維持管理は、配布を受けたものが行うものとする。

### 附 則

この要綱は、平成24年8月15日から施行する。

## 別表

世帯数	配布台数	世帯数	配布台数
1~100	1	2501~2600	26
101~200	2	2601~2700	27
201~300	3	2701~2800	28
301~400	4	2801~2900	29
401~500	5	2901~3000	30
501~600	6	3001~3100	31
601~700	7	3101~3200	32
701~800	8	3201~3300	33
801~900	9	3301~3400	34
901~1000	10	3401~3500	35
1001~1100	11	3501~3600	36
1101~1200	12	3601~3700	37
1201~1300	13	3701~3800	38
1301~1400	14	3801~3900	39
1401~1500	15	3901~4000	40
1501~1600	16	4001~4100	41
1601~1700	17	4101~4200	42
1701~1800	18	4201~4300	43
1801~1900	19	4301~4400	44
1901~2000	20	4401~4500	45
2001~2100	21	4501~4600	46
2101~2200	22	4601~4700	47
2201~2300	23	4701~4800	48
2301~2400	24	4801~4900	49
2401~2500	25	4901以上	50

別記様式

防災ラジオ受領書

船橋市長 あて

町会・自治会名

住所

代表者名

電話番号

防災ラジオを下記のとおり受領いたします。

記

年月日	年	月	日 ( )
世帯数		受領台数	